



議題 1

報道機関 各位

記者発表資料
平成26年5月27日（火）
問い合わせ先：指導1課
担当：森田・千明
電話：829-1661
内線：4061、4062

「さいたま市版『我が国の領土に関する学習』ガイドライン」を作成しました

さいたま市教育委員会では、平成26年1月の中学校学習指導要領解説の一部改訂の通知に基づき、6月から市立中学校社会の授業において、「我が国の領土に関する学習」を適切に扱うことができるよう、他の政令指定都市に先駆け、「さいたま市版『我が国の領土に関する学習』ガイドライン」を作成しました。

記

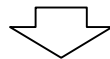
1 構成、特徴及び育成したい生徒像

教師用「指導資料」（全16ページ）

教師は、本資料を活用し、「北方領土」「竹島」「尖閣諸島」それぞれの位置や我が国の領土となった経緯及びロシア、韓国、中国と日本の関わり方について適切な学習時期に適切に教えることができる。

生徒用「ワークシート」（全6ページ）

生徒は、地図や年表を見て、「北方領土」「竹島」「尖閣諸島」の位置を確認したり、歴史的経緯を読み取ったりするとともに、政府見解を踏まえて外国とのかかわりについて考えることができる。



- 正しい社会的認識を身に付けた生徒
- 公正な社会的思考力、判断力を身に付けた生徒

2 配布対象

市立全中学校の社会科教師
市立全小学校・高等学校には参考送付

作成の経緯

平成20年3月 中学校学習指導要領告示

平成20年9月 中学校学習指導要領解説社会編発行



平成26年1月 「中学校学習指導要領解説」の一部改訂
(通知)

平成26年5月
「さいたま市版『我が国の領土に関する学習』ガイドライン」作成



次期中学校学習指導要領

中学校学習指導要領解説一部改訂の通知の概要 (平成26年1月)

我が国の領土に関する教育の一層の充実を図る

新たに明記された点

中学校社会科において

- 「北方領土」や「竹島」に関しては未解決の問題が残されていることと現状に至る経緯
- 「尖閣諸島」については、我が国固有の領土であり、解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを理解させること

さいたま市版「我が国の領土に関する学習」ガイドライン P1、2

教師用「指導資料」の特徴

1 政府見解を掲載

ガイドライン P3

2 学習時期を明記

ガイドライン P4

3 地図や年表等、豊富な資料を
掲載

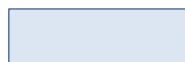
ガイドライン P5～16



適切な指導

「我が国の領土に関する学習」を扱う学習時期

地理的分野	歴史的分野	公民的分野
世界のすがた	歴史のとらえ方	現代社会とわたしたちの生活
世界各地の人々の生活と環境	古代までの日本	人間の尊重と日本国憲法
世界の諸地域	中世の日本	現代の民主政治と社会
世界のさまざまな地域の調査	近世の日本	わたしたちのくらしと経済
日本の姿 「日本のさまざまな地域」 ※1年生の2月ごろ	開国と近代日本の歩み 「明治維新」 ※2年生の1月ごろ	地球社会とわたしたち 「国際社会と世界平和」 ※3年生の1～2月ごろ
世界から見た日本のすがた	二度の世界大戦と日本	よりよい社会をめざして
日本の諸地域	現代の日本と世界 「戦後日本の発展と国際社会」 ※3年生の6月ごろ	
身近な地域の調査		



は「我が国の領土に関する学習」を扱う部分

生徒用「ワークシート」の特徴

○地理的分野

ガイドライン 17・18

地図を見て、「北方領土」「竹島」及び「尖閣諸島」の位置を説明できるようになる

○歴史的分野

ガイドライン 19・20

年表を基に、「北方領土」「竹島」及び「尖閣諸島」の歴史的経緯を説明できるようになる

○公民的分野

ガイドライン 21・22

政府見解を読み、我が国と国際社会とのかかわりについて自分の考えをもつことができるようになる

教師用「指導資料」と
生徒用「ワークシート」の活用を通して、
育成したい生徒像

- 正しい社会的認識
- 公正な社会的思考力、判断力
を身に付けた生徒